

発注者 殿

新居浜労働基準監督署長

死亡労働災害急増にかかる緊急要請について

日頃から労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新居浜労働基準監督署管内（新居浜市、西条市、四国中央市）の労働災害による昨年の死亡者数は、皆様の御尽力もあって 0 人とすることができましたが、今年はずでに 3 人の方がお亡くなりになっており、大変憂慮すべき事態となっております（令和 5 年 4 月 11 日現在）。

本年の死亡災害はすべて建設業で発生し、「墜落・転落」が 2 件、「激突され」が 1 件となっております。

これら死亡災害は、作業前に危険性及び有害性のリスクを把握した上で必要な安全対策を講じるというリスクアセスメントの取組がなされておらず、結果として労働安全衛生法で求める墜落防止等の労働災害防止対策を講じていなかったものも認められるところです。

また、最近の雇用情勢から、人員が不足する職場においては、安全管理を優先する意識の低下が懸念されることです。

このようなことから、自社の有する各種設備の保守点検や新たな設備の増設など、年間を通じて建設工事を発注する立場にある貴事業場におかれましても、当署管内における労働災害の現状を認識いただき、下記の事項に御留意の上、労働災害を発生させないための取組をさらに強化されるとともに、関係事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 事業場トップが「労働災害を発生させない」という意思表示をし、率先して職場の安全パトロールを実施し、職場における安全衛生活動の総点検を行うこと。
- 2 特定元方事業者は、関係請負人に行わせる作業について、リスクアセスメントの実施を促し、把握したリスクに対する災害防止対策の内容を確認したうえで、安全な作業が遂行できる作業方法を作業計画に盛り込み、関係労働者に周知徹底させること。
- 3 特定元方事業者及び各事業者は、日々の作業打ち合わせや現場巡視において、リスクアセスメントを踏まえた作業計画や作業方法に基づき、必要な安全対策や取組の実施状況を確認すること。
- 4 人員不足による安全衛生活動の不足が懸念される職場には、安全衛生教育・訓練を実施し、効果的な安全衛生管理の維持・強化を図ること。